

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向

1

男女共同参画を進める環境づくり

現状と課題

社会構造や経済の急速な変化に伴い、男女共同参画を推進するための施策や法整備等が進められているものの、依然として、家庭や職場、地域等、社会のさまざまな場面において、個人ではなく性別によって役割を期待されることが少なくありません。このことは、人々の働き方や暮らし方の根底にある、長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が一つの大きな要因と考えられ、あらゆる世代の意識を変えていく取り組みが重要といえます。

令和元年（2019年）度実施した市民意識調査においては、「『男は仕事、女は家庭』という考え方について、あなたは賛成ですか。反対ですか。」という問いに対し、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合は17.7%（平成26年（2014年）度調査より4.4ポイント下降）で、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は47.5%（0.1ポイント上昇）でした。また、「どちらともいえない」※1と回答した人の割合は34.8%（4.3ポイント上昇）と比較的高く推移しており、その背景には、固定的な性別役割分担に反対する意識と現実社会との差を思うように埋められないことや、真に男女共同参画が進んだ社会のイメージが確立できない状況等が推測されます。

このような点からも、誰もが男女共同参画や人権について正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、周りを巻き込みながら「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に取り組むことができるよう、多様な学習機会の提供や分かりやすい啓発等を進めていく必要があります。

特に、男性については、女性よりも固定的な性別役割分担意識が強い傾向にあることから、男女共同参画社会の実現は、女性に限らず男性にとっても、暮らしやすい社会につながるということについて理解を深めてもらうことが重要です。

※1：平成26年（2014年）度調査における選択肢は「わからない」

施策目標1) 男女共同参画の視点の理解浸透

市民一人ひとりが男女共同参画やジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）について正しい知識を得られるよう、多様な学習機会や情報の提供に努めます。

また、市職員がより深い理解のもと、全ての事業に男女共同参画の視点を反映できるよう、研修機会等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共同参画の理解促進のため、多様なテーマでセミナーを開催します。また、誰もが気軽に学べるよう、市立図書館における関連書籍の充実を図ります。	地域づくり課 図書館
(2) 男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進	広報、ホームページ、情報紙等を通して、男女共同参画に関する各種情報や先進事例等を広く発信します。	地域づくり課
(3) 市職員に対する研修等の充実	全ての職員が男女共同参画の視点を踏まえて事業を実施できるよう、研修等の充実を図ります。	地域づくり課 人材育成課

施策目標 2) 人権を尊重する意識の醸成

男女共同参画社会は、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会でもあり、人権の視点が何よりも重要です。多様な生き方の尊重や人権意識の定着を図るため、学習機会の充実を図るとともに、各種情報について広く周知します。

施策	内容	担当課
(1) 人権に関する学習機会の充実	女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ※2等、さまざまな人たちの人権に関する出前講座やセミナー等を実施します。	生涯学習課 地域づくり課
(2) 人権に関する広報や啓発活動の推進	人権に関する各種情報や相談窓口等について、広報紙・ホームページ等への掲載、チラシの配布等を通して広く周知します。	地域づくり課

市民の皆さんの取り組み



- ◇家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう。
- ◇セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を家族や友人と共有してみましょう。
- ◇無意識のうちに女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ等の人に対して偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう。

※2：LGBTQ

性的少数者（セクシュアルマイノリティ、Sexual Minority）の代表的な呼称で、女性同性愛者（レズビアンLesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、体の性と心の性が一致していない状態（トランスジェンダー、Transgender）、性的指向や性自認がはっきりしない状態（クエスチョニング、Questioning）の頭文字をとったもの。



現状と課題

性の違いを理解したうえで、お互いを「個」として尊重し合い、自立する精神を育むことは、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための重要な基礎となるものです。男女平等や男女共同参画の価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、大人たちの役割は非常に重要といえます。

令和元年（2019年）度の市民意識調査結果によると、学校教育の場において「男女平等である」と感じている人の割合は57.9%（平成26年（2014年）度調査より1.8ポイント上昇）でしたが、家庭生活では39.3%（5.9ポイント上昇）、社会全体では26.4%（4.7ポイント上昇）であり、いずれも上昇傾向にはあるものの、依然として子どもたちを取り巻くさまざまな場面で、不平等が残っていることがうかがえました。

大人たちの考えや言動の影響により、次世代を担う子どもたちの将来が固定化されることのないよう、大人たちが日常におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等に気づき、見直しを図るとともに、子どもたちが性別を問わず、さまざまな活動に積極的に参画していけるよう支援していくことが求められます。

施策目標1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成

子どもの発達段階に応じて、男女平等や人権尊重の精神を高め、個性や能力を重視した教育を推進します。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。教職員に対しては適切な指導をすることができるよう研修を実施し、スキルアップを図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男女平等、相互理解教育の推進	日頃の教育活動や人権教育講座の実施を通して、男女平等や男女が互いを尊重し合うことの大切さを理解するための教育を計画的に実施します。	学校教育課 生涯学習課
(2) 性に関する適切な教育の実施	児童生徒の発達段階や実態に応じて、性に関する指導を計画的に実施するとともに、外部指導者等による講演会を実施します。	学校教育課

施策	内容	担当課
(3) 中高生を対象とした育児体験の推進	男女が協力して子どもを産み育てることの重要性について理解を促すため、中高生を対象とした出前講座を実施します。	子育て相談課
(4) 教職員に対する研修の実施	幼稚園・小学校・中学校の人権教育担当者を対象に研修会を実施し、教職員の意識や指導スキルを高めます。	学校教育課

施策目標 2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援するため、親自身の意識改革や子どもに関する知識や情報を得るための機会を提供します。また、親子でともに男女平等や男女共同参画について考え、実際に行動していくためのきっかけとなる学習機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 家庭教育学級の充実	子育てや子どもを取り巻く社会環境に関すること等、さまざまなテーマについて家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
(2) 幼稚園発表会や学校行事等の休日開催の推進	働く親が参加しやすいよう、幼稚園の生活発表会や小学校の運動会ほか各種行事について土曜日・日曜日の開催を推進します。	学校教育課
(3) 子ども対象や親子参加型講座の充実	さまざまなテーマで子どもや親子を対象とした講座を実施します。	生涯学習課
(4) 家庭における男女共同参画の学習機会の提供	標語の募集やリーフレットの配布等を行い、夏休み期間等に親子で男女共同参画について考える機会を提供します。	地域づくり課

施策目標 3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の推進

市民が生涯にわたってあらゆる分野について学んだり、参画することができるよう、多様な学習機会を提供します。また、子どもたちが地域の高齢者等と交流する機会の充実を図り、生涯にわたって地域のさまざまな活動に参画していくための土台を築きます。

施策	内容	担当課
(1) 生涯学習の充実と地域活動への参画推進	生涯にわたり誰もが主体的に学べるよう、多様な学習機会等を提供し、地域活動等へ参画するきっかけづくりを進めます。	生涯学習課
(2) 子どもと高齢者の交流の推進	保育園や幼稚園、小・中学校の各種行事への参加や、スクールボランティアの活動を通して、子どもと高齢者との交流を推進します。	子育て支援課 学校教育課



市民の皆さんの取り組み

- ◇無意識のうちに「男らしさ、女らしさ」といった枠に子どもたちを当てはめてしまっていないか確認してみましょう。
- ◇男女平等や男女共同参画について、家族で話し合ってみましょう。
- ◇自分の地域で開催される講座や地域活動へ参加してみましょう。



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

施策の方向 1

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

強化
項目

現状と課題

急速な少子高齢化や人口減少の進展に伴い、社会や地域における課題やニーズが多様化する中、行政や企業、団体等あらゆる分野の組織が変化に対応し、維持・発展していくためには、長年男性中心で進められてきた政策・方針決定の過程において、女性をはじめとする多様な人材の意見を十分に反映することが求められています。

これまで本市では、政策・方針決定過程において、男女間の実質的な機会の平等を図り、男女双方の視点や考えを真に生かしていくため、組織の代表や役員、管理職等への女性登用を推進してきました。しかしながら、令和2年（2020年）4月時点における各種委員会等の女性委員の割合は22.9%（平成28年（2016年）4月時点より1.5ポイント上昇）、市の係長以上の管理職に占める女性の割合は24.5%（3.6ポイント上昇）であり、ともに一定の改善が見られたものの、未だ不十分な状況です。また、事業所や自治会等の地域活動等においても、代表や役員等の多くを男性が占めている状況にあります。

これらの現状を打破し、女性の政策・方針決定過程へのさらなる参画を推進するためにも、各組織を担う男性たちが女性参画の必要性和メリットを理解し、積極的に環境整備を行う等、役員や管理職等への登用を後押しすることが重要です。また、女性自身がそれぞれの持つ個性や能力を發揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことも欠かせない要素といえます。

施策目標1) 行政分野における女性の参画拡大

男女双方の視点や意思を市政や教育に十分に反映していくため、各分野で活躍する女性人材を積極的に発掘するとともに、各種委員会等の委員等への登用を推進します。また、市及び学校における女性管理職の登用推進に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) 各種委員会等における女性登用推進	法令・条例・要綱等により設置された各種委員会における女性登用率を把握し、担当課へ女性登用の働きかけを行います。	地域づくり課

施策	内容	担当課
(2) 女性人材リストの充実と登録者の行政参画推進	女性人材リスト登録者を幅広く募るとともに、登録者の各種委員会等の委員やセミナー講師等への登用を推進します。	地域づくり課
(3) 市における女性管理職の登用推進	女性職員の活躍を推進するための環境整備を図り、市における女性管理職の登用を推進します。	人材育成課
(4) 学校における女性管理職の登用推進	適材適所を前提とし、市内小・中学校、市立商業高校の女性管理職の登用を推進します。	学校教育課

施策目標 2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大

各分野において、女性の視点や意思が組織の中で十分に生かされ、一人ひとりがやりがいを持って仕事や活動に取り組んでいけるよう、責任ある立場への女性登用や女性活躍のための環境整備を促進します。

施策	内容	担当課
(1) 事業所における女性活躍の促進	「男女雇用機会均等法」をはじめとする法律・制度に関する情報提供を行い、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女性活躍を進めるための取り組みを促進します。	商工振興課
(2) 農業分野における方針決定過程への女性参画の推進	「家族経営協定」※の啓発と普及に努めるとともに、女性団体の交流会や視察・研修への参加を推進します。また、より多くの女性の意見や視点を取り入れるため、農業委員の女性比率拡大を目指します。	農業委員会 農林振興課

施策	内容	担当課
(3) 自治会等における方針決定過程への女性参画の促進	区長連絡協議会を通じ、自治会等における女性役員の登用について働きかけを行い、地域における方針決定の場への女性の参画を促進します。	地域づくり課
(4) 観光・地域文化振興等への女性参画の推進	桐生観光大学や八木節教室等への女性の参画を促し、観光や地域文化振興の担い手となる女性の育成を目指します。	観光交流課

※ 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。



市民の皆さんの取り組み

◇自治会等の活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に参加してみましょう。

事業所の皆さんの取り組み

◇管理職を目指す女性が活躍しやすいような職場環境づくりに努めましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

◇団体活動において、男女双方の意見が反映されているか見直してみましょう。

現状と課題

仕事は生活のための経済的な基盤であるとともに、自己実現や生きがいにつながるものですが、同時に家庭生活や趣味・学習、地域活動等も、豊かな人生を送るうえで欠かせない要素といえます。男性も女性も働きたい人全てが、仕事と育児・介護等との二者択一を迫られることなく、ライフステージや個人の事情等に対応した多様で柔軟な働き方等を通して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことは、以前にも増してその重要性を増しています。

令和元年（2019年）度の市民意識調査においては、家庭内の役割分担について、食事の支度・片付け、そうじ、洗濯については7割以上、育児や学校関連行事への参加等は5割以上の人が主に妻が担っていると回答しました。共働き家庭が増加する一方で、固定的な性別役割分担意識や男性の長時間労働等を背景に、依然として家庭内での負担が女性に偏っており、仕事と生活の間で心身の疲労を抱えたり、仕事の継続が困難となる女性も多く見られます。

このような状況を解消していくためにも、仕事を持つ一人ひとりが効率的に働き、労働時間の短縮や十分な休暇取得を進めるとともに、男女が家事や育児・介護等を協力して担い、互いに個人や家族との時間を確保していくことが重要です。

また、個人の働き方や暮らし方の変革のためには、各事業所における柔軟な働き方や休暇等が取りやすい体制づくり、ハラスメントの防止等の取り組みが不可欠であるほか、行政や地域においても、より柔軟な働き方を叶えるための就労・キャリアアップ支援や、働きながら育児や介護を継続していくための支援体制の強化が必要です。



施策目標 1) 多様かつ柔軟な働き方の促進

事業所における働き方の見直しや育児・介護休業等の取得、ハラスメントの防止等について広く情報提供を行い、男女の多様かつ柔軟な働き方の選択・実現に向けた取り組みを促進します。また、働きたい人がそのライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアアップや再就職、起業等に向けて、積極的に挑戦できるよう支援します。

施策	内容	担当課
(1) 働き方の見直しの促進	事業者に対し、長時間労働の削減や休暇の取りやすい職場環境の整備等、働き方の見直しに関する各種情報や先進事例等を広く提供します。	商工振興課
(2) 育児・介護休業等の取得促進とハラスメントの防止	男女ともに育児・介護休業等の取得を促進するとともに、各種ハラスメントの防止に努めます。また、労働相談窓口等の活用を促進します。	商工振興課
(3) 就労やキャリアアップのための支援	関係機関と連携し、就労希望者へ情報提供を行います。また、仕事に必要な知識や技術を習得するための講座の開催や事業所が実施する研修等を支援します。	商工振興課
(4) チャレンジする女性起業家への支援	創業意欲のある女性に対して、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。	商工振興課



施策目標 2) 男女共同の家事・育児・介護の推進のための環境整備

育児や介護をしながらも、男女がともにやりがいや責任を持って仕事をしたり、積極的に地域活動等に参画したりすることができるよう、各種支援サービスの充実に取り組みます。

また、男性の家事や育児への積極的な参加を促進するため、パートナーや子どもとともに参加できる講座等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 子育て世代包括支援センター機能の充実	妊娠・出産・子育てに関する各種支援制度やサービスの情報提供及び相談支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」機能の充実を図ります。	子育て相談課
(2) 男性の家事・育児参画促進	パートナーや子どもとともに参加できる講座等の充実を図ります。また、子育てガイドブックや母子手帳アプリの活用促進を図ります。	子育て相談課
(3) 一時預かり保育や子育てサロン等の充実	一時預かり・延長保育・休日保育・病児保育や、子育てサロン、ファミリーサポートセンター事業等を実施し、働く男女の子育てを応援します。	子育て支援課 子育て相談課 学校教育課
(4) 放課後児童の健全育成と子どもの居場所づくり	放課後児童クラブや放課後子供教室において、放課後又は週末の地域における学習・体験・交流活動等の充実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
(5) 介護に関わる相談体制の充実	働く男女が仕事をやめることなく家族の介護を継続できるよう、各種制度やサービスに係る情報提供や相談体制の充実を図ります。	健康長寿課

市民の皆さんの取り組み

- ◇女性だけに家事や育児、介護等の負担が偏っていないか確認してみましょう。偏りを確認したら、できることから家族で分担を始めてみましょう。
- ◇長時間労働の緩和や働きやすい職場づくりのために自ら改善できることはないか考えてみましょう。
- ◇パートナーや子どもと積極的に講座や地域の活動等に参加して、情報交換をしたり、悩みを相談できる仲間を作ってみましょう。
- ◇仕事や育児、介護等で問題に直面したら、抱え込まずに相談窓口等を利用しましょう。

事業所の皆さんの取り組み

- ◇ワーク・ライフ・バランスについて事業所内で意見交換をしてみましょう。
- ◇多様な働き方を実現するための社内制度や体制づくりについて、男女双方の視点から検討してみましょう。
- ◇女性だけでなく、男性も育児・介護休暇を取得しやすい環境を作るため、従業員の理解促進やハラスメントの防止に努めましょう。



基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

施策の方向

1

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

近年、配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為、性暴力、各種ハラスメント、幼児虐待や高齢者・障がい者への虐待等、さまざまな暴力が深刻な社会問題となっています。暴力の被害者は男性であることもありますが、その多くは女性が占めている状況にあり、社会に依然として残る男性優位の考え方や、男女の体力の差等が主な要因であると考えられています。

令和元年（2019年）度の市民意識調査においては、夫婦間等の親しい関係の相手からの暴力について、身体的暴力を受けたことがあると回答した人の割合は9.2%、精神的暴力については17.6%にのぼり、男女別では、いずれも女性の方が高い割合となりました。

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず、どのような場合においても許されるものではありません。特に子どものいる家庭における暴力は、たとえ子どもが直接的に身体的暴力を受けていないとしても、その様子を見ることで、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えることがあります。

新たな被害者を生まないためにも、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなく、さまざまな嫌がらせ等も暴力であることについて理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会を作っていくことが重要です。

また、被害に遭った人たちが、悩みを抱えたまま、より深刻な事態に陥らないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりに取り組むとともに、警察や関係機関等と緊密に連携を取りながら、適切な支援を図っていく必要があります。

施策目標1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DV等をはじめとする女性に対する暴力について多くの人が認識し、あらゆる暴力を容認しない意識を広く浸透させていくための啓発や、暴力の当事者とならないための教育に積極的に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶に向けた啓発の推進	全ての男女が女性に対する暴力について認識し、被害を未然に防止したり、被害にあった際に適切な対処ができるよう、広く情報を発信します。	地域づくり課

施策	内容	担当課
(2) 若年層に対する性暴力等の被害の予防と拡大防止	若年層が性暴力やデートDV等の被害について認識し、早期に相談できるよう、広く啓発に取り組みます。また、適切な支援に向け、教職員等の各種研修会への参加を推進します。	地域づくり課 学校教育課 青少年課
(3) 高齢者や障がい者に対する虐待防止に向けた啓発の推進	高齢者や障がい者に対する虐待を防止するため、福祉施設の従業員や民生委員を対象とした研修会の実施や、リーフレット配布等により啓発を図ります。	健康長寿課 福祉課

施策目標 2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者等からの暴力について悩みや不安を持つ市民が、一人で抱え込まず相談できるよう、相談窓口の周知を徹底します。また、暴力の形態や被害者の置かれている状況に応じて、被害者のニーズに沿った支援を迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

施策	内容	担当課
(1) DV相談窓口の周知の徹底	市の窓口のほか、国や県等が設置している相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、関係各課窓口へのチラシの設置等を通して周知の徹底を図ります。	地域づくり課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 市民課
(2) DVの防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化	被害者のプライバシーに配慮しながら、市の関係各課の連携を密にするとともに、DV相談支援センターや警察、民間団体等の関係機関との連携を強化します。	子育て相談課 福祉課 健康長寿課 学校教育課

施策目標 3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進

各課の窓口への相談や各種健診等で得た情報を、迅速かつ的確に関係機関と共有し、被害の拡大の防止や早期解消に努めます。また、子どもがインターネットへの書き込み等を通じて、いじめや暴力事件等に巻き込まれることのないよう、情報モラルに関する指導・啓発やネット見守り活動等を実施します。

施策	内容	担当課
(1) 児童相談所、警察等との連携強化	児童相談所や警察等と密に連携を図り、虐待の状況や背景事情に十分注意したきめ細やかな支援を行います。	学校教育課 子育て相談課
(2) 子どもや保護者等に対する情報モラルの啓発とネット見守り活動の推進	学校教育における情報モラルの指導を推進するとともに、子どもや保護者、教職員、地域住民を対象に情報モラル講習会を実施します。また、ネット上の悪質な書き込み等に対する見回りを強化します。	学校教育課 青少年課



市民の皆さんの取り組み

- ◇DV等の暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという姿勢を示しましょう。
- ◇身近な人がDV等の被害にあったときは、警察や関係機関等への相談を促しましょう。
- ◇「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに児童相談所等へ相談しましょう。

施策の方向 2

男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

現状と課題

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等に対する配慮がなされない状況が多く発生しました。特に避難所においては、男女別トイレや更衣室の設置、授乳スペース等の確保、同性による下着や生理用品の配布等がスムーズに行われなかったことや、性別に基づく役割分担の偏り、性被害等の問題等が明らかとなっており、男女共同参画の視点を踏まえた対応の必要性が強く叫ばれています。

本市においては、平成27年（2015年）度に地域防災計画の総則に「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策」の項目を追加し、取り組みを進めてきたものの、令和2年（2020年）4月時点の防災会議の女性委員の割合は9.4%にとどまっており、防災に関する施策等へ女性の意見を反映する体制が十分に整っているとは言い難い状況にあります。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等、社会的な状況によって受ける影響が異なることから、女性や多様な生活者の視点を一人でも多くの人が理解し、十分な配慮がなされるよう、さまざまな防災の取り組みについて、平時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのため、防災会議の女性委員の登用推進に加え、日頃の防災活動や研修等について、女性をはじめとする多様な住民の参画を促進し、地域の災害対応力の向上を図っていくことが必要です。

施策目標1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化

防災に関するさまざまな施策において、男女共同参画の視点が十分に確保されるよう、男女共同参画担当課との連携を強化するとともに、防災会議における女性委員の登用を進めます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進	地域づくり課との連携を強化し、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進を図ります。	防災・危機管理課
(2) 防災会議における女性委員の登用推進	桐生市防災会議における女性委員の登用を推進します。	防災・危機管理課

施策目標 2) 防災の現場における女性の参画拡大

さまざまな防災の現場における女性の参画拡大を目指し、女性の消防団への加入や女性消防吏員の採用を推進するとともに、各種訓練や研修等への女性の参画を促進します。

施策	内容	担当課
(1) 消防団への女性参画拡大と婦人消防隊の充実	女性団員の増加を図り、男女共同参画の視点に立った消防団運営を実施します。また、女性団員及び婦人消防隊の水防訓練等への参加を促し、各員のスキルアップを図ります。	消防総務課
(2) 女性消防吏員の活躍分野・業務分野拡大推進	女性消防吏員の職域拡大のための訓練や研修を実施するとともに、女性消防吏員の採用を推進します。	消防総務課
(3) 災害対応研修への女性参画の推進	災害対応研修や訓練への女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を支援します。	防災・危機管理課



市民の皆さんの取り組み

◇地域防災に興味を持ち、地域で行われる防災訓練や出前講座等の活動に積極的に参加してみましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

◇女性や子ども、避難に支援が必要な人等、さまざまな人に地域の防災活動に参加してもらい、地域防災力を高めましょう。

施策の方向 3

生涯にわたる健康づくり支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、ともに健康で充実した生活を送っていくことは、男女共同参画社会形成のための最も基本的な要件といえます。

しかしながら、令和元年（2019年）度に福祉課にて実施した市民アンケート結果によると、日常生活で不安を感じる困りごとや悩みごとについて、「自分や家族の健康のこと」と回答した人の割合は38.8%にのぼり、老後や介護、経済問題等をおさえ、最も高い結果となりました。

一人ひとりが年齢を重ねながらも、さまざまな分野で活躍していくためには、その性別やライフステージに応じた保健、医療を受けることができ、個人のライフスタイルに合った健康づくりに主体的に取り組むことのできる環境づくりが重要といえます。健康教育や検診、相談体制等の充実や、生涯にわたって誰もが身近な場所でスポーツ活動へ参加できる環境づくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、特に女性については、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等、人生を通じて大きく変化するという特性に加え、近年では、就業の増加や初産年齢の上昇、ライフサイクルの変化等によるさまざまな影響が見られるため、これまで以上に長期的、継続的かつ包括的な観点に立った健康増進支援が重要といえます。

施策目標1) さまざまな世代への健康管理支援

市民一人ひとりが主体的に生涯にわたって健康の管理や保持・増進ができるよう、健康講座の開催や、健康相談、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。また、病気の早期発見や重症化を防ぐため、健康診査や各種がん検診等の受診を推進します。

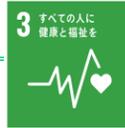
施策	内容	担当課
(1) 健康相談、健康教育等の充実	生活習慣病の予防や改善に関する健康相談、健康教育等を実施し、市民の健康管理の支援を行います。	健康長寿課

施策	内容	担当課
(2) 公民館等における健康講座の充実	高齢者学級や女性学級で行う学習活動において、心身の健康管理の支援や啓発をテーマとした講座を実施します。	生涯学習課
(3) 健康診査や各種がん検診の受診推進	生活習慣病の早期発見や重症化予防のための健康診査、各種がん検診について受診の推進を図ります。	健康長寿課
(4) 妊婦・乳幼児向け健診等の受診及び健康教育等の活用推進	妊婦や乳幼児向けの健康診査、訪問指導、予防接種、健康づくりのための教室等について、受診及び活用を推進します。	子育て相談課

施策目標2) スポーツ分野における男女共同参画の推進

生涯にわたり、市民が身近な地域でいつでもスポーツを楽しんだり、健康増進に取り組めるよう、さまざまなスポーツイベントや教室の充実を図ります。また、誰もがスポーツ活動に参画しやすい環境づくりを進めるため、意思決定の場への女性の参画を推進します。

施策	内容	担当課
(1) スポーツイベントや教室等の充実	各団体と協力しながら、多様なスポーツイベントや教室等を開催し、市民のスポーツ活動を支援します。	スポーツ・文化振興課 生涯学習課
(2) 多様な人がスポーツ活動に参画するための環境整備	スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会における女性委員の登用を推進し、男女双方の意見が適正に反映されるよう取り組みます。	スポーツ・文化振興課



市民の皆さんの取り組み

- ◇自分の健康に興味を持ち、検診や健康講座を積極的に活用しましょう。
- ◇地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

- ◇多様な意見を大切にし、さまざまな人が参加できるイベントの企画に取り組みましょう。



施策の方向 4

支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

家族形態や雇用・就業構造の変化等が進む中、経済的困窮、就労活動や進学困難、病気、家庭の課題等により、生活上の困難を抱える人が増えています。

男女共同参画白書令和2年度版によると、令和元年（2019年）度における非正規雇用の割合は、女性56.0%、男性22.8%であり、女性の非正規雇用の割合が高い状況にあります。そのため女性は、男性よりも生活が不安定であったり、一般に男性よりも長寿で高齢期の生活や自身の介護の問題の影響を受けやすいことから、母子世帯や高齢単身女性については、より多くの困難を抱える傾向にあります。

また、高齢者や障がい者、外国人等についても、ハンディキャップやコミュニケーションの問題等を理由として、社会から孤立したり、より複合的な困難を抱えることが少なくありません。

男女共同参画社会づくりは、性別に限らず、年齢、家族形態、国籍、性的指向・性自認の違いや障がいの有無等にかかわらず、誰もが活躍できる環境づくりでもあります。困難を抱える人たちが、その問題を軽減・解決し、安心した生活が送れるよう、個々の状況やニーズに応じた包括的な支援を進めていくことが必要です。

また、地域に暮らす一人ひとりが、多様性について理解を深め、互いに助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組むことも重要といえます。

施策目標1) 生活上の困難を抱える人の自立促進

生活困窮者やひとり親家庭の不安の解消や自立に向け、相談体制の充実を図るとともに、各自の状況や意向に応じて、各種支援制度の活用を含めた包括的な支援を行います。

施策	内容	担当課
(1) 生活困窮者への包括的な自立支援	複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、就業、進学、住居等について包括的な支援を行い、その自立を促進します。	福祉課 学校教育課 教育総務課
(2) ひとり親家庭等への包括的な自立支援	ひとり親家庭等の相談体制を強化し、本人の意向や希望に沿った包括的な支援を行います。	子育て相談課 医療保険課

施策目標 2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備

高齢者が元気に安心して暮らせるよう、各種相談体制やケアマネジメントの充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で必要な介護サービスを継続的・一体的に受けることができる環境づくりを進めます。

施策	内容	担当課
(1) 高齢者相談・各種ケアマネジメントの充実	地域包括支援センターにおいて、各種相談や介護予防教室、家族に対する在宅介護指導等、高齢者や家族のニーズに合わせた支援を実施します。	健康長寿課
(2) 安定的な介護サービスの普及促進	介護保険制度の理解と普及促進のための周知を行うとともに、安定的な運営を維持し、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制を目指します。	健康長寿課

施策目標 3) 障がい者が安心して暮らすための環境整備

障がいを持つ人たちが、心身ともに健やかに自立した生活を営み、さまざまな活動に参画していけるよう、各種支援体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 障がい者の相談・意思疎通支援	必要な支援や情報が円滑に得られるよう、専門員による相談支援を行います。また、必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者を設置・派遣します。	福祉課
(2) 障がい者への福祉サービスの充実	障がい福祉サービス等の適正な支援を行うとともに、各種装具・用具等の交付や、障がいの軽減や機能回復のための医療支援を行います。	福祉課

施策目標4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

在住外国人が必要な情報を円滑に入手し、快適かつ安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や相談支援のほか、日本語学習について支援します。

施策	内容	担当課
(1) 在住外国人への情報提供や相談体制の充実	多言語で生活情報等を広く提供するとともに、相談支援を実施します。また、市役所における外国語併記等の検討を進めます。	地域づくり課 総務課
(2) 在住外国人への日本語学習支援	日常会話を中心とした日本語教室の実施や、学校における日本語指導支援等を実施します。	地域づくり課 学校教育課

市民の皆さんの取り組み



◇生活における不安や困りごとについて、一人で抱え込まず、相談窓口や支援制度を活用しましょう。

◇地域のボランティア活動や交流会等に積極的に参加し、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組みましょう。



第4章 計画の推進体制

1 桐生市男女共同参画推進協議会

各種団体からの推薦や公募等の委員から成る「桐生市男女共同参画推進協議会」を設置し、計画の進行状況や、男女共同参画推進に関わる重要事項等について協議を行います。協議会からの意見等について積極的に検討を行い、よりよい施策の展開につなげていきます。

2 桐生市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画に関する施策について、総合的かつ計画的に推進を図るため、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」を設置します。推進会議を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化を行うとともに、男女共同参画に関する職員の共通理解の促進及び庁内の男女共同参画の環境整備に努めます。

3 市民・事業所・各種団体との連携

市民や事業所、各種団体等が、それぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していけるよう、積極的に計画の周知を行うとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

4 計画の進行管理

各事業の実施状況については、毎年度評価を実施し、桐生市男女共同参画推進協議会において報告を行います。協議会からの意見等については、各課へフィードバックを行い、事業の進め方や目標等について見直しのうえ、PDCAサイクルを回しながら、計画の着実な進行を図ります。また、毎年度の実施状況については、ホームページ等で公表します。

